



茨城労働局発表
令和2年10月30日

【照会先】

茨城労働局労働基準部監督課
課長 工藤 俊平
主任監察監督官 熊岡 秀織
(直通電話)029(224)6214

11月は「過労死等防止啓発月間」です。同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

～過重労働解消のための要請など各種取組を実施～

茨城労働局(局長 小奈 健男)は、11月の「過労死等防止啓発月間」に実施する「過重労働解消キャンペーン」(資料1)の一環として、下記のとおり各種取組を行います。

茨城県の令和元年の所定外労働時間は前年より減少し、1月あたり11.4時間(全国平均:10.6時間、最も長い県:13.1時間)となり、近年の悪化傾向から改善されました(資料2)。

一方で、このような状況の中、当局管内の長時間労働や業務における強いストレスを背景とする脳・心臓疾患と精神障害の労災請求件数は、令和元年度は合わせて44件になり、前年よりもやや減少したものの、高止まりの傾向が続いています(資料3)。

長時間労働の解消は、使用者が適切な措置を講じるほか、職場の実態をよく知る労使が一体となって取り組むことが重要です。「過重労働解消キャンペーン」はこのための取組です。

記

1 労使団体への協力要請

10月に使用者団体や労働組合^{*1}に対し、過重労働解消への取組のための協力要請や、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて行いました。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、文書送付による協力要請としました。

※1:使用者団体(一般社団法人茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、一般社団法人茨城労働基準協会連合会)、労働組合(連合茨城)。

2 過重労働解消相談ダイヤルを実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 11月1日(日) 午前9時から午後5時
フリーダイヤル: 0120(794)713

3 「過労死等^(※)防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指し、国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう茨城県においても以下の日時にシンポジウムを開催します。

外部講師による基調講演「パワハラを発生させない職場づくり」、「過労死問題をテーマにした落語」及び過労死遺族による体験談発表を行う予定です。

開催日時：令和2年11月9日（月） 13:30から16:00

会場：つくば国際会議場多目的ホール（つくば市竹園2-20-3）

参加（無料）：新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じる必要があるため事前の申込みが必要です。

※ 「過労死等」とは …… 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

4 重点監督を実施します

長時間に及ぶ過重な労働が疑われる事業場等へ重点的な監督指導を行います。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、複数回にわたってオンラインにより開催します。

詳細は <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

6 長時間労働削減に向けた取組事例を紹介します（資料6）

ポイント

(1) ノー残業日の設定

例) 残業しない日を必ず設けて実行する。その際管理職が最終退社を確認する。

(2) 年次有給休暇の月 1 回の計画的な取得と法律以上の制度を設けて有給休暇取得促進

例) 年次有給休暇の月 1 回の計画的取得のみならず、別に有給の休暇を付与する制度を設け運用する。

(添付資料)

資料1 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。(リーフレット)

資料2 茨城県の月間所定外労働時間(令和元年平均)

資料3 全国と茨城労働局内における脳・心臓疾患の労災請求件数の推移
(平成22～令和元年度)
全国と茨城労働局内における精神障害の労災請求件数の推移
(平成22～令和元年度)

資料4 過労死等防止対策推進シンポジウム(リーフレット)

資料5 過重労働解消のためのセミナー(リーフレット)

資料6 長時間労働削減に向けた取組事例